

第十九 肢体等特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
数・式説明器具	1組
図形説明器具	12組
関数説明器具	1組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	3組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

第二十 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

第二十五 高等学校の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

[略]

第十九 肢体等特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
数・式説明器具	1組
図形説明器具	11組
関数説明器具	1組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	6組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

第二十 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

第二十五 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

[略]

備考 表中の「」の記載は注記がある。

附則

- この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（以下「新令」という。）別表第一から別表第九までの規定については令和二年度分の国庫補助金から、新令別表第十から別表第十九までの規定については令和三年度分の国庫補助金から、それぞれ適用する。
- 前項の規定により新令の規定が適用されるまでの小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の理科、算数及び数学に関する教育のための設備の基準に関する細目については、なお従前の例による。

○国土交通省令第二十七号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第四条第三項（同法第三十五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第三号及び第五号、第六条第二号、第九条第三項、第十条第二項第三号、第十七条第一項（同法第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第四項（同法第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項（同法第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三十五条第三項第二号、第六十六条第一項及び第二項並びに第六十九条の規定に基づき、貨物自動車運送事業法施行規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月一日

貨物自動車運送事業法施行規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

第一条 貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

国土交通大臣 石井 啓一

改正後

(事業計画)

第二条 法第四条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 各営業所に配置する事業用自動車の種別(靈きゅう自動車又は靈きゅう自動車以外の自動車(以下「普通自動車」という)の別をいう。以下この号、第三条の五第一号及び第六条第一項において同じ。)及び事業用自動車の種別ごとの数

四〇七 (略)

2・3 (略)

(添付書類)

第三条 法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一 (略)

一の二 事業用自動車の点検及び整備の体制を記載した書類

二〇九 (略)

(法第五条第三号の国土交通省令で定めるもの等)

第三条の二 法第五条第三号に規定する許可を受けようとする者の親会社等は、次に掲げる者とする。

一 許可を受けようとする者(株式会社である場合に限る。)の議決権の過半数を所有している者

二 許可を受けようとする者(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。)である場合に限る。)の資本金の二分の一を超える額を出資している者

三 許可を受けようとする者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

2 法第五条第三号の国土交通省令で定める許可を受けようとする者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 許可を受けようとする者の親会社等(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者

二 許可を受けようとする者の親会社等(持分会社である場合に限る。)が資本金の二分の一を超える額を出資している者

三 事業の方針の決定に関する許可を受けようとする者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

3 法第五条第三号の国土交通省令で定める許可を受けようとする者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 許可を受けようとする者(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者

二 許可を受けようとする者(持分会社である場合に限る。)が資本金の二分の一を超える額を出資している者

三 事業の方針の決定に関する許可を受けようとする者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

改正前

(事業計画)

第二条 法第四条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 各営業所に配置する事業用自動車の種別(靈きゅう自動車又は靈きゅう自動車以外の自動車(以下「普通自動車」という)の別をいう。以下この号及び第六条第一項において同じ。)及び事業用自動車の種別ごとの数

四〇七 (略)

2・3 (略)

(添付書類)

第三条 法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一 (略)

(新設)

二〇九 (略)

(新設)

4 法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者の意思決定に関与し、又は許可を受けようとする者若しくは許可を受けようとする者の親会社等が意思決定に関与している法人とする。

(聴聞決定予定日の通知)

第三条の三 法第五条第五号の規定による通知をするときは、法第六十条第四項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

(輸送の安全の審査)

第三条の四 国土交通大臣は、法第三条の規定による許可の申請が法第六条第一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる事項に関して審査するものとする。

- 一 事業用自動車の運行管理の体制
- 二 乗務員の休憩又は睡眠のための施設
- 三 事業用自動車の点検及び整備の体制
- 四 前各号に掲げるもののほか、輸送の安全を確保するために必要な事項

(法第六条第二号の国土交通省令で定める事項)

第三条の五 法第六条第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業用自動車の種別ごとの数
- 二 自動車庫の規模
- 三 営業所の規模
- 四 前各号に掲げるもののほか、事業を継続して遂行するために必要な事項

(事業の遂行能力の審査)

第三条の六 国土交通大臣は、法第三条の規定による許可の申請が法第六条第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる事項に関して審査するものとする。

- 一 一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画
- 二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力
- 三 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力
- 四 一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な法令に関する知識
- 五 前各号に掲げるもののほか、事業を適確に、かつ、継続して遂行するために必要な能力に関する事項

(事業計画の変更の届出)

第六条 法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

- 一 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更(当該変更後の事業計画が法第九条第二項において準用する法第六条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合を除く。)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(事業計画の変更の届出)

第六条 法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

- 一 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更

2・3 (略)

(法第十条第二項第三号の国土交通省令で定める特別の事情がある場合)

第十二条 法第十条第二項第三号の国土交通省令で定める特別の事情がある場合は、同条第一項の規定による認可の申請に係る運送の性質上、当該運送の役務の対価としての運賃と当該運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金を区分して收受することが困難であるものと国土交通大臣が認める場合とする。

(法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準)

第十四条 法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 保有する全ての事業用自動車を受容し、かつ、当該事業用自動車の点検及び整備を適切に行うために十分な規模の自動車庫を有すること。
- 二 第三条の六第二号に規定する保険料等を納付していること。
- 三 第三条の六第三号に規定する支払能力を有すること。

第十五条 削除

第三章 特定貨物自動車運送事業

(輸送の安全の審査)

第二十一条の二 第三条の四の規定は、法第三十五条第一項の許可の申請が同条第三項第一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合について準用する。

(法第三十五条第三項第二号の国土交通省令で定める事項)

第二十一条の三 法第三十五条第三項第二号の国土交通省令で定める事項は、第三条の五各号に掲げるものとする。

(事業の遂行能力の審査)

第二十一条の四 第三条の六の規定は、法第三十五条第一項の許可の申請が同条第三項第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合について準用する。

(添付書類)

第二十二条 法第三十五条第四項において準用する法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一号から第三号まで、第五号及び第六号（口を除く。）、第七号又は第八号（イを除く。）並びに第九号に掲げる書類

二 (略)

(法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準)

第二十五条の二 法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

第四章 貨物軽自動車運送事業

(法第三十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準)

第三十三条の二 法第三十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

第十二条 削除

(新設)

第十四条及び第十五条 削除

第三章 特定貨物自動車運送事業

(新設)

(新設)

(新設)

(添付書類)

第二十二条 法第三十五条第四項において準用する法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一号、第三号、第五号及び第六号（口を除く。）、第七号又は第八号（イを除く。）並びに第九号に掲げる書類

二 (略)

(新設)

第四章 貨物軽自動車運送事業

(新設)

第五章 特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用

(特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用)

第三十五条 法第三十七条第三項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、第十四条各号に掲げるものとする。

2 第十六条第一項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第二十九条第一項の規定によりその委託及び受託の許可を受けなければならない輸送の安全に関する業務の管理について準用する。

3 第十六条第二項及び第三項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第二十九条第一項の規定による輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可の申請について準用する。この場合において、第十六条第三項第三号中「第三条第六号、第七号又は第八号」とあるのは、「貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第十九条第一項第四号、第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

第七章 雑則

(権限の委任)

第四十二条 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一 (略)

二 削除

三 十二 (略)

十三 削除

十四 削除

十五 削除

十六 二十三 (略)

二十四 特定貨物自動車運送事業に関する権限（第三項第二号から第四号まで及び第七号並びに第四項並びに附則第六条第一項に規定するもの並びに法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）

二十五 (略)

二十六 特定第二種貨物利用運送事業者に関する権限（第三項第二号から第四号まで及び法第三十七条第三項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）

二十七 (略)

第五章 特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用

(特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用)

第三十五条 第十六条第一項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第二十九条第一項の規定によりその委託及び受託の許可を受けなければならない輸送の安全に関する業務の管理について準用する。

2 第十六条第二項及び第三項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第二十九条第一項の規定による輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可の申請について準用する。この場合において、第十六条第三項第三号中「第三条第六号、第七号又は第八号」とあるのは、「貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第十九条第一項第四号、第五号又は第六号」と読み替えるものとする。
(新設)

第七章 雑則

(権限の委任)

第四十二条 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一 (略)

二 法第八条第二項の命令

三 十二 (略)

十三 法第二十三条の命令（法第十六条第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認める場合に関するものにあつては、特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

十四 法第二十五条第四項の命令

十五 法第二十六条の命令（特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

十六 二十三 (略)

二十四 特定貨物自動車運送事業に関する権限（第三項及び第四項並びに附則第六条第一項に規定するもの並びに法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）

二十五 (略)

二十六 特定第二種貨物利用運送事業者に関する権限（法第三十七条第三項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。）

二十七 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。</p> <p>一 法第八条第二項の命令</p> <p>二 法第二十三条の命令（法第十六条第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認める場合に関するもの）であつては、特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。（法第三十五条第六項又は法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 法第二十四条の二（法第三十五条第六項又は法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表</p> <p>四 法第二十四条の四第二項の命令（特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）（法第三十五条第六項又は法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>五 法第二十五条第四項の命令</p> <p>六 法第二十六条の命令（特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）</p> <p>七 (略)</p> <p>4 法第三十六条第三項において準用する法第二十三条及び法第二十四条の四第二項の命令、法第六十条第一項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二項（地方実施機関に係る部分に限る。）、第四項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第五項（地方実施機関に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限並びに法第六十四条第一項の勧告（貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）及び当該勧告に係る同条第二項の意見の聴取は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>一 法第二十四条の二（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>4 法第六十条第一項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二項（地方実施機関に係る部分に限る。）、第四項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第五項（地方実施機関に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限並びに法第六十四条第一項の勧告（貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）及び当該勧告に係る同条第二項の意見の聴取は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。</p>		
<p>第二節 (貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)</p> <p>第二条 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="119 179 399 1131"> <p>改正後</p> <p>(点検整備)</p> <p>第三条の二 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。</p> <p>二 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第四十九条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。</p> </td> <td data-bbox="399 179 587 1131"> <p>改正前</p> <p>(新設)</p> </td> </tr> </table>	<p>改正後</p> <p>(点検整備)</p> <p>第三条の二 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。</p> <p>二 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第四十九条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。</p>	<p>改正前</p> <p>(新設)</p>	<p>改正前</p> <p>(新設)</p>
<p>改正後</p> <p>(点検整備)</p> <p>第三条の二 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。</p> <p>二 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第四十九条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。</p>	<p>改正前</p> <p>(新設)</p>		

(点検等のための施設)

第三条の三 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

(整備管理者の研修)

第三条の四 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

一 整備管理者として新たに選任した者

二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

(自動車庫の位置)

第六条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の保管の用に供する自動車庫を営業所に併設しなければならない。ただし、自動車庫を営業所に併設して設けることが困難な場合において、当該自動車庫を当該営業所から自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第三百二十九号)第一条第一号に規定する距離を超えない範囲で設けるときは、この限りでない。

第十三条から第十五条まで 削除

(新設)

(新設)

(自動車庫の確保)

第六条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の保管の用に供する自動車庫を適切に確保しておかなければならない。

(点検整備)

第十三条 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。

二 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第四十九条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

(点検等のための施設)

第十四条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

(整備管理者の研修)

第十五条 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

一 整備管理者として新たに選任した者

二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

(特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用)

第三十四条 第二条の三から第二条の八まで、第三条第一項から第七項まで、第四条から第十一条まで、第十二条の二から第十二条の十一まで、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第四十七条の二の規定は特定第二種貨物利用運送事業者について、第十六条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の乗務員について、第十七条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の運転者について、第二十条第一項及び第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について準用する。この場合において、第三条第一項中「事業計画」とあるのは、「貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二十一条第一項第三号の集配事業計画又は同法第四十五条第三項の事業計画」と読み替えるものとする。

第三十四条 第二条の三から第十五条まで、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第四十七条の二の規定は特定第二種貨物利用運送事業者について、第十六条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の乗務員について、第十七条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の運転者について、第二十条第一項及び第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について準用する。この場合において、第三条第一項中「事業計画」とあるのは、「貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二十一条第一項第三号の集配事業計画又は同法第四十五条第三項の事業計画」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、令和元年十一月一日から施行する。